

議案第133号

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区議会議員の議員報酬の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「932,300円」を「926,900円」に改め、同表副議長の項中「789,300円」を「784,800円」に改め、同表委員長の項中「667,400円」を「663,600円」に改め、同表副委員長の項中「635,300円」を「631,700円」に改め、同表議員の項中「618,200円」を「614,700円」に改める。

第8条第2項中「100分の177.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の180」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中第2条の表の改正規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条の規定 令和2年4月1日